

## 身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために 身体障がい者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方(身体障がい者等1人につき1台)

- ①身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車(自家用)であること
  - ②身体障がい者等本人、または生計を一にする方が専ら障がいのために運転していること(世帯全員が身体障がい者等の場合は、常時介護する方が運転していること)
  - ③障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること
- ※車体が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車も減免対象となります。
- ※自動車税(県税)の減免を受けた方は対象外となります(軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります)。

申請方法 軽自動車税(種別割)納税通知書(5月上旬送達)が届いたら、5月24日(金)までに税務課窓口で申請。  
※申請は毎年度行う必要があります。

持ち物 ○納税通知書  
○減免を受ける軽自動車を運転する人の免許証  
○障害者手帳等

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

**ご注意**  
・申請期限を過ぎた場合は減免できません。  
・減免の対象となる方が納付された場合は、期限内に申請した場合であっても減免できません。

### 1. 身体障がい・戦傷病

障がい区分	減免の級別(障がいの程度)	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳(身体障害者手帳の交付がない場合)
視覚	1級～3級、4級の1	
聴覚	2級、3級	特別項症～第4項症
平衡機能	3級	
音声機能または言語機能	3級(こゝ頭が摘出された場合に限る)	特別項症～第2項症(こゝ頭が摘出された場合に限る)
上肢	1級、2級	特別項症～第3項症
下肢	1級～6級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症
体幹	1級～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
	移動	1級～6級
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能	1級、3級	特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	
肝臓機能		特別項症～第3項症

### 2. 知的障がい・精神障がい

知的障がい	療育手帳④・A
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる場合に限る)

※半身不随のような合併症の場合は、障がい区分ごとに判断します。例えば障がい名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

☎税務課 課税担当  
☎内線134・135

## 浄水場見学(水道週間)のお知らせ

毎年6月1日から6月7日までの1週間は、皆さんに水道について理解と関心を高めていただくことを目的に、全国で「水道週間」が実施されます。

町では、この機会を通じて身近な水道を知っていただくために、浄水場の見学を次のとおり実施しますので、ぜひご参加ください。

- 実施日時 6月1日(土)～6月7日(金)(土・日曜日も実施します)  
午前9時～11時  
午後1時30分～4時
  - 実施場所 越生町大字大満629番地 大満浄水場
  - 内容 浄水場施設の見学(所要時間:1時間程度)
  - 申込み 見学をされる日の前日までに下記の水道課へ電話で予約(要予約)
- ※緊急工事等により、見学を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☎水道課 庶務担当 ☎049-292-3002

## 介護者家族のつどいを開催します

介護をしている方、介護経験のある方の交流会をおこないます。

家庭でできる「手軽にできる高齢者が食べやすい食事」を作ります。作った料理を食べながら日頃の介護のお話や情報交換をしましょう。

日時 6月4日(火) 午前10時～午後1時  
場所 中央公民館 調理実習室(2階)  
講師 管理栄養士 小田島 京子先生  
持ち物 エプロン、三角巾、タオル、参加費100円  
申込人数 10名程度  
申込み期限 5月21日(火)  
申込み先 越生町地域包括支援センター  
☎292-5505

## 旧越生町ふれあい健康センターの譲渡及び地域活性化等に関する包括連携協定の締結について

旧ゆうパークおごせは、平成7年のオープン時には年間15万人を超える入館者がありましたが、徐々に減少し平成29年度には半数以下の6万7千人となり、町による経営が困難となりました。また当時、施設の譲渡を試みましたが譲渡先は見つかりませんでした。

そのため、平成30年から(株)温泉道場に施設を賃貸し、オーパークおごせの名称で、民間の経営ノウハウと新たな設備投資による集客を図り、現在まで6年間営業が続いています。

この度、(株)温泉道場から更なる設備投資を進めるため施設の譲渡を求める申出があり、令和4・5年度にかけて町議会とも協議を重ねながら、(一財)日本不動産研究所の不動産鑑定評価も受けて、譲渡に向けた調整を進めてきました。

その結果、令和6年2月の越生町議会において、譲渡に関する議案が可決されましたので4月1日に施設を譲渡いたしました。

また、新たに地域活性化等に関する包括連携協定を締結し、温浴施設の町民割引や災害時の避難所の開設など、良好な関係を継続してまいります。

- ①譲渡した施設の名称 旧越生町ふれあい健康センター「ゆうパークおごせ」
- ②譲渡の相手方 比企郡ときがわ町大字玉川3700番地 株式会社 温泉道場
- ③譲渡の金額等 不動産鑑定評価額2,090万円に対して、実際の譲渡代金は2,500万円。その他に本来町が行うべき測量費等1,750万円相当を(株)温泉道場が負担。これらの合計金額が4,250万円相当となりました。
- ④譲渡の期日 令和6年4月1日
- ⑤譲渡による効果 ・将来にわたる町の財政負担の軽減 ・日帰り温浴施設の継続と町民割引  
・観光拠点としての賑わい創出 ・指定避難所や防災倉庫の設置

☎企画財政課 企画担当 ☎内線221

広告

「大きく育った木」や「すくすく伸びすぎた枝」に  
お困りではありませんか?

お見積り・ご相談無料  
-創業50有余年-  
親切・丁寧な仕事を  
こころがけております。

緑と自然豊かな環境づくり  
浅野造園有限会社  
〒350-0401 越生町古池399  
Tel.049-292-3436

プレ幼稚園[うさぎ組]  
募集中です!5月14日(火)開催  
先生やお友だちと一緒に遊びませんか?  
火・金曜日・9:30~11:30  
2学期より・9:30~13:00  
詳しくは越生みどり幼稚園へ Tel.292-2106  
未就園児(親子)クラス子育てパーティーもあります!

補聴器で健康寿命を延ばそう!  
補聴器のプロ 認定技能者 在勤

**イチカワ**  
坂戸市日の出町9-20  
☎281-0107  
検索 イチカワ 補聴器

広告